

地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会（第3回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年12月7日（金）14：00～16：00
- 場所：総務省 共用会議室1
- 出席者：鈴木座長、櫻谷委員、田中委員、森田委員、百合野委員、
平嶋公営企業課長、満田公営企業金融公庫融資部長、
山田地方公営企業等金融機構設立準備室長

【議題】

- (1) 機構発起人会の設立と機構準備室の設置
(機構設立準備室より)
- (2) 平成20年度機構概算要求について
- (3) 機構法施行令案について
- (4) 機構の会計原則に関する総務省令の方向性について

【配布資料】

- 資料1 地方公営企業等金融機構設立準備室資料
- 資料2 予算要求関連資料
- 資料3 地方公営企業等金融機構法施行令について
- 資料4 機構の会計原則に関する総務省令の方向性（案）について

【概要】

■事務局より資料1～4説明

- 資料1～3については、出席各委員から特段の意見・質問はなかった。
- 資料4「機構の会計原則に関する総務省令の方向性について」については、出席各委員から以下の指摘等がなされ、今後の予算編成過程における議論を踏まえて、引き続き検討することとなった。

■資料4「機構の会計原則に関する総務省令の方向性（案）」についての委員からの主な指摘等

- 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用するのは良いと思う。
- 但し、金利変動準備金及び公営企業健全化基金の取り扱いが大きな問題であり、これらの企業会計原則における位置づけが課題である。
- 財務諸表の体系は、法人単位財務諸表のみを監査の対象とする考え方もあるのではないか。
- 海外の市場においても、公募ではなく私募等で資金調達を行うのであれば、GAAPの有無は、それほど問題とはならないのではないか。むしろ海外市場における資金調達を念頭にGAAPを取得することについては、コスト・ベネフィットについて意識するべきではないか。

- 管理勘定の純資産は、負債でもなく資本でもない「第3の区分」とも考えられるのではないか。
- 監査の拠るべき基準について新たな基準を設ける必要はなく、企業会計基準あるいは独立行政法人会計基準のどちらかを使えば良いと思う。
- 金利変動準備金や公営企業健全化基金を負債に表示することについては、GAAP（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）の範囲内で問題ないと思う。特別法上の準備金と位置付けた場合に、利益留保性が認められれば、監査が通らないと言う話になるだけではないか。法令の定め次第で取扱いが変わりうる可能性がある金利変動準備金や公営企業健全化基金を、企業会計原則の中でどのように位置づけるかということではないか。
- 「純資産変動計算書」という呼称は、GAAPの範囲内で問題ないと考えられる。
- マーケットからの資金調達、機構にとってのメインの仕事となることを考えた場合、投資家のニーズに合うような会計や監査とすべきではないか。
- 金利変動準備金を純資産に位置づけると、借換損失に伴う赤字を計上することとなるが、金利変動準備金は借換損失の計上を想定して積み立てられているものであり、純利益に損失を計上した上で取り崩すことは問題にならないのではないか。
- 将来の損失を想定して積み立てられている金利変動準備金を純資産と位置付けることは、適切でないのではないか。